

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

兵庫県養父市

健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的に平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、毎年度決算時に算定し、監査委員の監査を受け、その意見を付して議会に報告するとともに、公表することが義務付けられています。

○健全化判断比率の算定結果

区 分	令和3年度	参 考		早期健全化 基準	財政再生 基準
		令和2年度	増減		
実質赤字比率	—	—	—	13.10%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	18.10%	30.00%
実質公債費比率	7.4%	5.9%	1.5	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	—	—	350.0%	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字額及び連結実質赤字額が生じない場合は「—」で表示しています。

※将来負担比率が生じない場合は「—」と表示しています。

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、財政規模に応じて毎年度変動します。

○資金不足比率の算定結果

公営企業会計の名称	令和3年度	参 考		経営健全化 基準
		令和2年度	増減	
水道事業会計	—	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	—	—	20.0%

※資金不足額がない場合は「—」と表示しています。

健全化判断比率は4つの指標があり、それぞれの比率に応じて、「健全」「早期健全化」「財政再生」の3段階に区分されます。このうち1つでも「早期健全化基準」を超えると「財政健全化計画」を、さらに「財政再生基準」を超えると「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められます。

また、資金不足比率は公営企業会計ごとに算定し、「健全」「経営健全化」に区分され、「経営健全化基準」を超えた場合は、「経営健全化計画」の策定が義務付けられます。

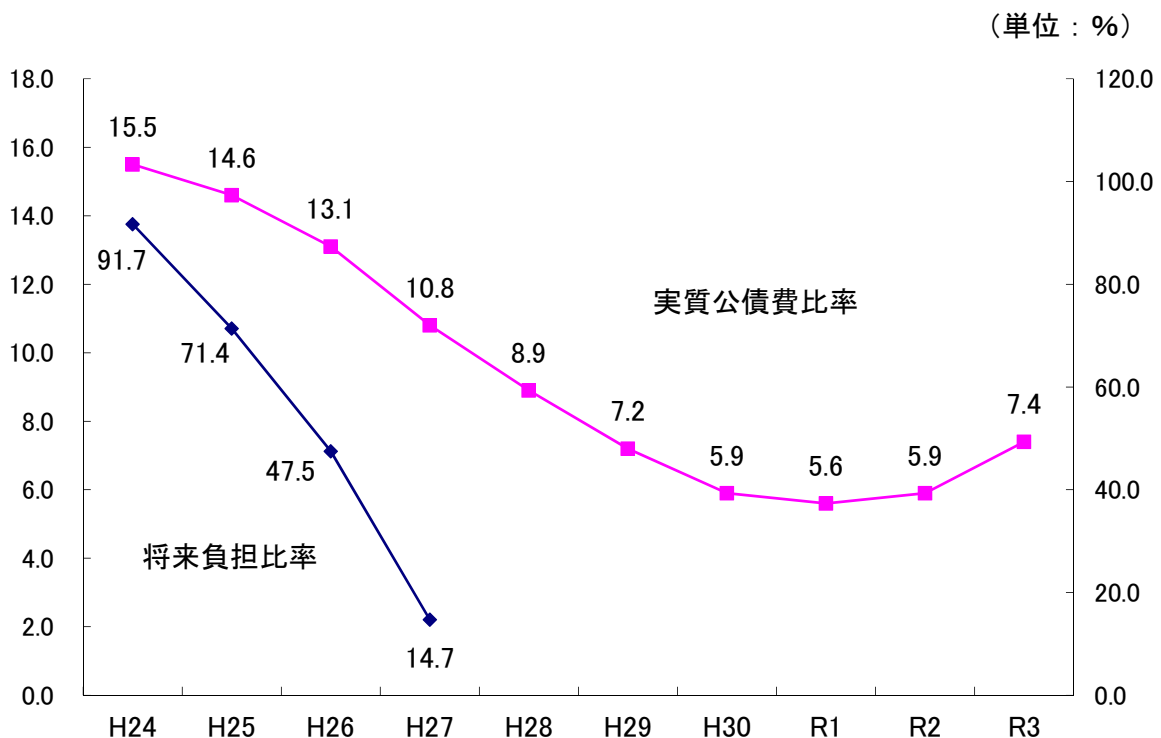
健全化判断比率及び資金不足比率は、全ての指標において「健全」段階

○健全化判断比率等の対象となる会計

区分		会計名称等	
一般会計	一般会計等 (普通会計)	一般会計	
		養父歯科診療所特別会計	
特別会計	公営事業 会計	国民健康保険特別会計	
		後期高齢者医療特別会計	
		介護保険特別会計	
	公営企業 会計	水道事業会計	
		下水道事業会計	
一部事務組合等	但馬広域行政事務組合		
	南但広域行政事務組合		
	公立八鹿病院組合		
	兵庫県市町村職員退職手当組合		
	兵庫県町議会議員公務災害補償組合		
	兵庫県後期高齢者医療広域連合		
第三セクター・公社等	—		

※第三セクター・公社等で養父市が損失補償債務等を負っているものは、将来負担比率の算定に組み入れられますが、養父市では該当ありません。

○健全化判断比率の推移



※実質赤字比率、連結実質赤字比率および将来負担比率（平成28年度以降）については数値が算定されないためグラフの表示がありません。

実質赤字比率

福祉や教育、まちづくりなどの行政サービスを行う上で基本となる一般会計等の赤字の程度を指標化するもので、その実質的な赤字額が市税や国から交付される地方交付税などの標準的な年間収入に対してどのくらいの割合になるかを示すものです。数値が大きいくほど財政運営が深刻化していることを表します。

【算定方法】

一般会計等の実質赤字額を標準財政規模*1 で除して算出します。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\Delta 1,096,617 \text{ 千円 (一般会計等の実質赤字額)}}{11,663,549 \text{ 千円 (標準財政規模)}} = \Delta 9.40\%$$

※実質赤字額がないため、比率は負の値となります。

(一般会計等の実質赤字額の算出)

一般会計等に該当する会計は、一般会計及び養父歯科診療所特別会計で、これらの会計の歳入総額（収入したお金）から歳出総額（支出したお金）を差し引いて、ここから、翌年度に繰越した金額を控除した額を実質収支額といいます。この額が赤字の場合に実質赤字額となります。

(単位：千円)

会計名称	歳入総額 A	歳出総額 B	差引 C (A-B)	翌年度 繰越額 D	実質収支額 (C-D)
一般会計	21,390,540	20,176,802	1,213,738	117,121	1,096,617
養父歯科診療所特別会計	46,495	46,495	0	0	0
一般会計等合計	21,437,035	20,223,297	1,213,738	117,121	1,096,617

一般会計等の実質赤字額

△1,096,617 千円

※実質収支額が赤字でないため、負の値となります。

(標準財政規模の算出)

令和3年度における標準財政規模は、標準税収入額等*2 に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額*3 を加えた額となります。

標準税収入額 A	普通交付税額 B	臨時財政対策債 発行可能額 C	標準財政規模 (A+B+C)
3,090,661 千円	8,169,623 千円	403,265 千円	11,663,549 千円

*1 標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すものです。

*2 標準税収入額とは、地方公共団体における地方税の標準的な収入額をいいます。全国共通の指標とするため、標準的な税率・平均的な徴収率を設定して推計したものです。その標準税収入額に地方消費税交付金などの各種交付金や地方譲与税などを合算して推計したものです。

*3 臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す標準財政需要額を基本に発行可能額が算定されます。地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているという形であり、発行可能額の100%が後年度に交付税措置されます。

連結実質赤字比率

全ての会計（一般会計のほか、国民健康保険などの公営事業会計や水道事業などの公営企業会計）が対象で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化するもので、その実質的な赤字額が市税や国から交付される地方交付税などの標準的な年間収入に対してどのくらいの割合になるかを示すものです。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。

【算定方法】

全ての会計の実質的な赤字額を合算した額を標準財政規模で除して算出します。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\Delta 3,188,023 \text{ 千円 (連結実質赤字額)}}{11,663,549 \text{ 千円 (標準財政規模)}} = \Delta 27.33\%$$

※連結実質赤字額がないため、比率は負の値となります。

(連結実質赤字額の算出)

(単位：千円)

公営企業会計以外の会計	歳入総額 A	歳出総額 B	差引 C (A-B)	翌年度 繰越額 D	実質収支額 (C-D)
一般会計等	21,437,035	20,223,297	1,213,738	117,121	1,096,617
公営企業会計以外の公営事業会計	7,531,056	7,306,775	224,281	0	224,281
国民健康保険特別会計	3,100,797	3,052,211	48,586	0	48,586
後期高齢者医療特別会計	423,553	415,635	7,918	0	7,918
介護保険特別会計	4,006,706	3,838,929	167,777	0	167,777

公営企業会計	流動資産等*4 A	流動負債等*5 B	建設改良費以外の ための地方債残高 C	資金不足 ・ 剰余額 (A-B-C)
水道事業会計	1,701,198	98,575	0	1,602,623
下水道事業会計	491,284	226,782	0	264,502
公営企業会計合計	—	—	—	1,867,125

連結実質赤字額

△3,188,023 千円

※連結実質赤字額が赤字でないため、負の値となります。

- *4 流動資産等とは、流動資産から決算年度の翌年度に繰り越した事業に対して決算年度に収入した既収入特定財源や現金会計である他会計との間で生じる重複額（短期貸付金や未収金）を控除して算出したものです。
- *5 流動負債等とは、流動負債から貸借対照表の流動負債に計上された建設改良費等に充てられた企業債及び他会計からの長期借入金、建設改良費に係る一時借入金及び未払金のうち、その支払に充てるために決算年度の翌年度において地方債または他会計からの長期借入金を予定している額、現金会計である他会計との間で生じる重複額（短期借入金や未払金）などを控除して算出したものです。

実質公債費比率

市全体の借入金の返済額等（一般会計等の借入金の返済額等だけでなく、水道事業や下水道事業などの公営企業会計への繰出金や一部事務組合への負担金などを含めた額）が市税や国から交付される地方交付税などの標準的な年間収入に対してどのくらいの割合になるかを示すものです。数値が大きいほど財政の硬直化が進んでいることを表します。

【算定方法】

全ての会計及び一部事務組合等の借入金やそれに類するものの返済額のうち一般会計等で負担すべき額（元利償還金等^{*6}）から、これらの返済に係る特定財源^{*7}や普通交付税に算入される償還財源を控除^{*8}した額を標準財政規模から普通交付税に算入される償還財源を控除した額で除して、会計年度以前3年間の平均値で算出します。

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{\text{元利償還金等} - \text{特定財源} - \text{普通交付税に算入される償還財源}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税に算入される償還財源}}$$

（実質公債費比率の算出）

（単位：千円、％）

区 分	元利償還金等 A	一般会計等の 元利償還金	公営企業債の 元利償還金に 対する繰出金	一部事務組合の 元利償還金に 対する負担金	公債費に準ずる 債務負担行為
令和元年度	3,573,492	1,749,971	1,191,291	625,320	6,910
令和2年度	3,493,312	1,738,885	1,021,939	725,578	6,910
令和3年度	3,478,162	1,800,506	880,705	791,995	4,956

特定財源 B	普通交付税に算入 される償還財源 C	(A-B-C) I
32,724	3,039,873	500,895
44,639	2,788,837	659,836
35,457	2,626,669	816,036

標準財政規模 D	普通交付税に算入 される償還財源 E	(D-E) II	単年度 実質公債費比率 I / II	実質公債費比率 3カ年平均
11,570,097	3,039,873	8,530,224	5.87200	7.4%
11,674,722	2,788,837	8,885,885	7.42566	
11,663,549	2,626,669	9,036,880	9.03006	

*6 元利償還金等には、一般会計等の借入金に係る返済額のほか特別会計や一部事務組合の借入金の返済額のうち一般会計等で負担する額及び借入金に準ずるものの返済額が算入されます。

*7 特定財源とは、借入金の返済に充てることのできる使用料等で、公営住宅使用料が該当します。

*8 標準財政規模には普通交付税が含まれており、その普通交付税には借入金の償還財源が算入されているため、これを控除します。

将来負担比率

市全体の借入金や職員の退職金など将来負担すべき実質的な負債額（将来負担額^{*9}）が市税や国から交付される地方交付税などの標準的な年間収入の何倍あるかを指標化するものです。数値が大きいほど将来、財政運営を圧迫する可能性が高いことを表します。

【算定方法】

将来負担額から支払いに充てることのできる基金等（充当可能財源等^{*10}）を控除して、標準財政規模（普通交付税に算入される償還財源の控除後）で除して算出します。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\Delta 2,509,454 \text{ 千円}}{9,036,880 \text{ 千円}} = \Delta 27.7\%$$

(将来負担額 - 充当可能財源等)

(標準財政規模 - 普通交付税に算入される償還財源)

※将来負担比率が生じないため、比率は負の値となります。

(将来負担額の算出)

養父市の全ての会計及び一部事務組合等が対象となります。

将来負担額（千円） A					
一般会計 地方債残高	公営企業債 繰出見込額	一部事務組合 負担見込額	退職手当 負担見込額	その他 ^{*11}	合計
15,693,919	9,621,753	4,437,728	2,530,448	0	32,283,848

(充当可能財源等の算出)

充当可能財源等（千円） B			
充当可能基金残高	充当可能 特定歳入見込額	普通交付税に算入さ れる償還財源	合計
12,710,727	104,734	21,977,841	34,793,302

(将来負担額－充当可能財源等の算出)

将来負担額 - 充当可能財源等 (A-B)	△2,509,454 千円
-----------------------	---------------

(標準財政規模－普通交付税に算入される償還財源の算出)

標準財政規模	普通交付税に算入される 償還財源（令和3年度分）	標準財政規模－普通交付税 に算入される償還財源
11,663,549 千円	2,626,669 千円	9,036,880 千円

*9 将来負担額には、市の全ての会計及び一部事務組合の借入金残高のうち一般会計等で負担すべき額や退職金の負担見込み額などが算入されます。

*10 充当可能財源等には、借入金等の返済に充てることのできる基金や使用料等の見込額及び借入金残高に係る普通交付税に算入される償還財源見込額が算入されます。

*11 その他には、第三セクター等の負債に係る負担見込額や連結実質赤字額及び組合等の連結実質赤字額負担見込額が算入されますが、養父市では該当ありません。

資金不足比率

公営企業会計（能率的な経営や独立採算制を確立するため設置した特別会計）の経営健全化を判断する指標で、資金不足額^{*12}（一般会計等の実質赤字額に相当する額）が営業収益等に占める割合を示すものです。数値が大きいほど経営状況が深刻化していることを表します。

【算定方法】

公営企業会計ごとに資金不足額をそれぞれの事業規模で除して算出します。

$$\text{資金不足比率 (公営企業会計ごと)} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模 (営業収益 - 受託工事収益)}}$$

（資金不足比率の算出）

（単位：千円、%）

公営企業会計	資金不足額 I	事業規模 (A-B) II		資金不足比率 I / II	
		営業収益 A	受託工事 収益 B		
水道事業会計	△1,602,623	505,621	505,621	0	—
下水道事業会計	△264,502	447,190	447,190	0	—

※各公営企業会計では資金不足額が生じていないため、比率は算定されません。

*12 資金不足額の算出方法は、連結実質赤字比率の連結実質赤字額の算出方法と同じです。